

環境省告示第十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十二日

環境大臣 松本 。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
<p>温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間（同条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの</p>	<p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る工事を行う者</p>	<p>平成二十三年八月三十一日</p>
<p>温泉法第十一条第一項の規定に</p>	<p>特定被災区域内において当該許</p>	

<p>基づく増掘又は動力の装置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間（第十一条第二項及び第三項において読み替えて準用する第五条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの</p>	<p>可に係る工事を行う者</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第七条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失う</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>もの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>の</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十三年八月</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	

<p>三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域に当該登録に係る事業所を有する者</p>
<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号</p>	<p>特定被災区域に当該登録に係る事業所を有する者</p>	

<p>) 第十条第一項の規定による動物取扱業の登録であつて、同法第十三条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの </p>	<p> 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十九条第一項の規定による飼養の登録であつて、同条第四項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの </p>
	<p> 特定被災区域に当該登録に係る住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者 </p>